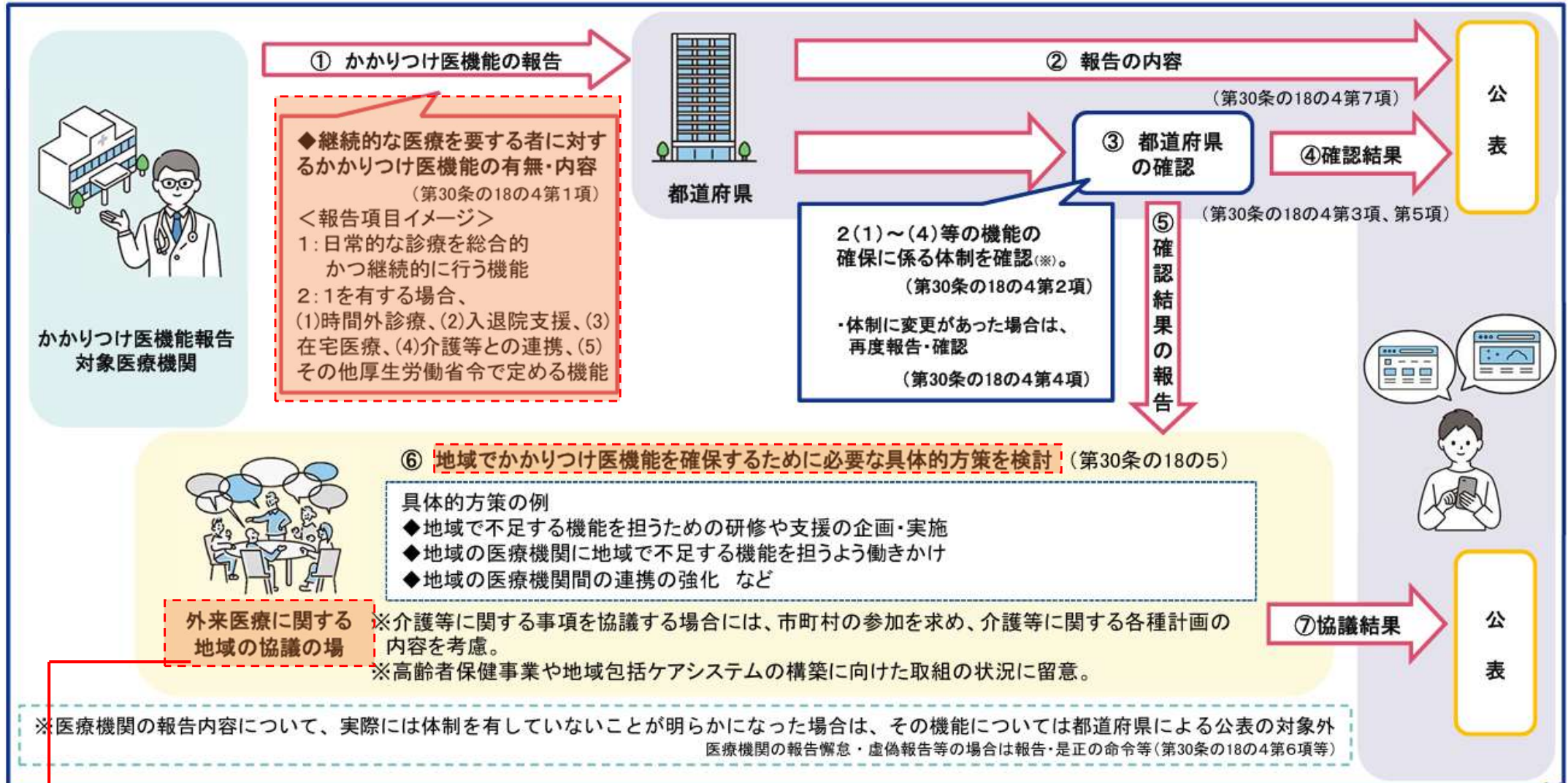


かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



都では、令和元年度及び5年度の外来医療計画策定（改定）に際して、調整会議及び在宅療養WGを活用して地域で不足する医療機能等について協議

かかりつけ医機能の要件と報告項目（1号機能）

① 継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能（1号機能）

※ 1号機能を有する医療機関であるかは、（★）が付記されている報告事項について、「実施している」あるいは「実施できる」ことが要件

具体的な機能	継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療を行うとともに、継続的な医療を要する者に対する日常的な診療において、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する機能
背景及び政策課題	複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加を背景 として、発生頻度が高い疾患に係る診療や患者の生活背景を把握した上で適切な診療や保健指導等を行うニーズが高まっていくことから、よくある疾患への一次診療や医療に関する患者からの相談への対応など、患者の多様なニーズに対応できる体制を構築できるようにすること。
報告事項	「実施している」「実施できる」ことが要件となる事項・・・（★） ● 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項（下記の「その他の報告事項」は除く）」について院内掲示による公表をしていること（★） ● かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無⁹、総合診療専門医の有無 ● 17の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（★） ● 一次診療を行うことができる疾患 ● 医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）（★）
その他の報告事項	● 医師数、外来の看護師数、専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師数 ● かかりつけ医機能に関する研修の修了者数、総合診療専門医数 ● 全国医療情報プラットフォームに参加・活用する体制の有無 ● 全国医療情報プラットフォームの参加・活用状況、服薬の一元管理の実施状況

かかりつけ医機能の要件と報告項目（2号機能）

※1号機能を有する医療機関は、2号機能に係る報告を行う

② 通常の診療時間外の診療（2号機能（イ））

具体的な機能	通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能
背景及び政策課題	高齢化の進展等により多くの地域で医療・介護ニーズが高い85歳以上の患者の割合が増加 している。また、高齢者の救急搬送件数が増加しており、これにより救急対応を行う医療機関の負担が大きくなっている。こうした課題に対応できるよう、地域での医療機関間の連携体制を構築し、患者が時間外に体調の悪化等があった場合にも、身近な地域の医療機関において適切な診療等を受けられる体制を構築すること。
報告事項	● 自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況（在宅当番医制・休日夜間急患センター等に参加、自院の連絡先を渡して随時対応、自院での一定の対応に加えて他医療機関と連携して随時対応等）、連携して確保する場合は連携医療機関の名称 ● 自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況

③ 入退院時の支援（2号機能（ロ））

具体的な機能	在宅患者の後方支援病床を確保し、地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスに参加し、入退院時に情報共有・共同指導を行う機能
背景及び政策課題	様々な疾患を複合的に有する高齢者が増加することが見込まれる中で、在宅療養中の高齢者等の病状の急変等により、病院等への入院が必要となるケースや、その後の退院先との調整が必要となるケースが増加 することが想定される。そのため、地域の医療機関等が連携し、入退院を円滑に行うための体制を構築すること。
報告事項	● 自院又は連携による後方支援病床の確保状況、連携して確保する場合は連携医療機関の名称 ● 自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況 ● 自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況 ● 自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況 ● 特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数

かかりつけ医機能の要件と報告項目（2号機能）

※ 1号機能を有する医療機関は、2号機能に係る報告を行う

④ 在宅医療の提供（2号機能（ハ））

具体的な機能	在宅医療を提供する機能
背景及び政策課題	在宅患者数は、多くの地域で今後増加 することが見込まれている。こうした状況を踏まえて、定期的な訪問診療、在宅患者の急変時における往診や連絡対応、看取り等に対応できる体制を構築すること。
報告事項	● 自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況（自院で日中のみ、自院で24時間対応、自院での一定の対応に加えて連携して24時間対応等）、連携して確保する場合は連携医療機関の名称 ● 自院における訪問診療・往診・訪問看護の診療報酬項目の算定状況 ● 自院における訪問看護指示料の算定状況 ● 自院における在宅看取りの診療報酬項目の算定状況

⑤ 介護サービス等と連携した医療提供（2号機能（二））

具体的な機能	介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する機能
背景及び政策課題	医療と介護の複合ニーズを持つ者が一層多くなることが見込まれ、身近な地域において患者を支えるために医療と介護等の提供を切れ目なく行うことがより一層重要 となっている。そのため、医療機関が地域における介護の状況等について把握するとともに、医療・介護間で適切に患者の情報共有を行いながら医療や介護サービス等を切れ目なく提供できる体制を構築すること。
報告事項	● 介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況（主治医意見書の作成、地域ケア会議・サービス担当者会議等への参加、介護支援専門員や相談支援専門員と相談機会設定等） ● 介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況 ● 介護保険施設等における医療の提供状況（協力医療機関となっている施設の名称） ● 地域の医療・介護情報共有システムの参加・活用状況 ● A C P（人生会議）の実施状況